

基勞補発1209第1号

平成21年12月9日

熊本労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部補償課長

義肢等補装具費支給要綱における基準外支給について（回答）

平成21年11月18日付け熊勞基発第51号にて協議のあった標記につき、上記のとおり回答する。

記

平成18年6月1日付け基発第0601001号「義肢等補装具支給要綱の制定について」（最終改正平成21年3月31日付け基発第0331025号）の別添「義肢等補装具費支給要綱」の5に定める基準外支給として差し支えない。